

春日部市住宅リフォーム助成金 申請要領

1. 目的

既存住宅の有効活用の促進と住宅環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、市民が実施する住宅リフォームにかかる費用の一部を助成します。

2. 申請期間

令和6年5月1日（水）～令和7年1月31日（金）

（注意）予算がなくなり次第、受付を終了します

同日付けで予算を上回る複数の申請を受付した場合には抽選となります。

抽選の対象は、予算額に達した日（受付終了日）に受付した申請となります。

3. 助成対象工事

次のいずれかに該当する工事が対象となります。（別表『対象工事例』リストのとおり）

- (1) 住宅の内外装工事（外装工事は、市内事業者が施工した場合のみ対象）
- (2) 住宅の増築又は間取りの変更に係る工事
- (3) 浴室やトイレ等、水回りの改修工事
- (4) その他市長が適当と認める工事

4. 助成対象経費

- (1) 助成対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税を含む）が20万円以上であること。
- (2) 令和6年4月1日以降に契約を結んだ工事で、助成金交付決定後に着手し、かつ令和7年2月28日までに春日部市住宅リフォーム助成金交付要綱第10条の規定による完了報告をすることができる工事であること。
- (3) 施工業者が行う工事であること。
- (4) 他の補助制度等を利用した工事でないこと。

5. 助成率

- ①市内事業者が施工 10%
 - ②市外事業者が施工 5%
- （1万円未満切り捨て）

6. 上限額

10万円

7. 対象者

交付申請の時点で、次の条件をすべてに該当する方が対象となります。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録がされていること。
- (2) 工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住し、引き続き3年以上居住する意思があること。
- (3) 当該住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しない建物であること。
- (4) 市区町村民税、軽自動車税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (5) 春日部市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

8. 申請書類

以下の書類を揃えて、申請してください。

- (1) 春日部市住宅リフォーム助成金交付申請書（様式第1号）
市ホームページからダウンロード、または住宅政策課窓口にて配付
- (2) 案内図
リフォームする住宅の場所の分かるもの
- (3) 工事の内容がわかる図面
リフォーム箇所の分かるもの
- (4) 工事の見積書又は工事の請負契約書等の写し
リフォームにかかる費用の分かるもの
- (5) 工事着手前の工事箇所の写真
リフォーム工事施工前の状況が確認できるもの

9. 申請方法及び提出先

春日部市役所4階の住宅政策課の窓口へ直接持参 ※郵送等での提出はできません。

10. 申請から助成金交付までの流れ

(1) 申請

春日部市住宅リフォーム助成金交付申請書(様式第1号)、その他必要な書類を添えて、住宅政策課窓口へ提出してください。



(2) 書類審査

申請書受付後、市で書類審査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(3) 交付決定

書類審査後、助成金交付・不交付は、申請いただいた住所に春日部市住宅リフォーム助成金交付・不交付決定通知書(様式第2号)を送付します。



(4) 工事着手

交付決定後に着手してください。交付決定前に着手した場合は、助成金を交付できませんので、ご注意ください。



(5) 完了報告

工事が完了したときは、完了後30日以内または令和7年2月28日のいずれか早い日までに春日部市住宅リフォーム助成金工事完了届(様式第5号)を提供してください。



(6) 書類審査

完了届受付後、市で書類審査を行い、必要に応じて現地調査を行います。書類の不備や記載内容に不明な点等があった場合は、電話等にて確認させていただきます。



(7) 助成金の請求

書類審査後、申請いただいた住所に春日部市住宅リフォーム助成金交付額確定通知書(様式第6号)と春日部市住宅リフォーム助成金交付請求書(様式第7号)を送付します。

送付した春日部市住宅リフォーム助成金交付請求書に必要事項を記入のうえ、住宅政策課の窓口まで提出してください。※郵送での提出も可能です



(8) 助成金の振込

請求書にご記入いただいた口座に助成金を振り込みます。振り込みまで1か月程度かかります。

1 1. 注意事項

- (1) 本助成金を交付後に、助成対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は本助成金交付相当額を返還していただきます。
- (2) 助成金の総額が予算額に達した場合は、受付を終了させていただきます。
- (3) ご記入いただいた個人情報、本事業に関する以外には使用しません。
- (4) 詐欺や悪質商法にはご注意ください、不明な点があればお問合せください。
- (5) 市で行っている他の補助制度を併用する場合は、事前に、補助制度を行う各課にご確認ください。

別表

対象工事例リスト

工事内容		備考
既存住宅の増改築工事	○	
床、畳の張替え	○	
壁紙、クロス、襖紙の張替え工事	○	
内壁・天井の修繕、塗装	○	
キッチン・浴室・トイレ等の改修工事	○	
断熱材などの省エネ改修工事	○	
耐震改修工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
手すりの取り付け、段差の解消工事	△	市で行っている他の補助制度を使用する場合は対象外
窓ガラス、サッシの改修	△	工事を伴う場合は対象
雨樋の修繕・かけ替え工事	△	市内事業者が施工した場合は対象
バルコニー・ベランダの設置・修繕	△	市内事業者が施工した場合は対象
屋根や外壁の改修工事、塗替え	△	市内事業者が施工した場合は対象
電気・水道・ガス配管工事	△	住宅と一体化した箇所の工事は対象 蛇口の付け替え等は対象外
塀、門扉、物置、車庫等の改修	×	
樹木の剪定、植栽工事	×	
家具・家電・照明器具等の購入・設置	×	
防蟻工事、薬剤散布・塗布、消臭・抗菌処理	×	
ハウスクリーニング、排水 管清掃	×	
合併浄化水槽の設置工事	×	
太陽光発電設備の設置	×	